

令和 8 年第 1 回市議会（定例会）

議 会 議 案

自 議案第 24 号

至 議案第 38 号

令和 8 年 2 月 20 日

加 古 川 市

目 次

議案第 24 号	専決処分の承認を求めること（加古川市道神吉中津線 A 2 橋台（1期）工事委託の一部変更のこと）	3
議案第 25 号	加古川市加古川駅周辺再整備基金条例を定めること	8
議案第 26 号	加古川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めること	10
議案第 27 号	加古川市印鑑条例の一部を改正する条例を定めること	14
議案第 28 号	加古川市行政手続条例の一部を改正する条例を定めること	19
議案第 29 号	加古川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること	28
議案第 30 号	加古川市手数料条例及び加古川市市税手数料条例の一部を改正する条例を定めること	32
議案第 31 号	加古川市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例を定めること	38
議案第 32 号	加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めること	43
議案第 33 号	加古川市介護保険条例の一部を改正する条例を定めること	79
議案第 34 号	加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること	92
議案第 35 号	加古川市火災予防条例の一部を改正する条例を定めること	99
議案第 36 号	地方独立行政法人加古川市民病院機構第4期中期計画の認可について	108
議案第 37 号	日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約締結のこと	134
議案第 38 号	加古川市道神吉中津線 A 2 橋台（2期）工事委託のこと	141

専決処分の承認を求めること

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年2月4日専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

加古川市道神吉中津線A2橋台（1期）工事委託の一部変更のこと

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 2 月 4 日 専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、加古川市道神吉中津線 A2 橋台（1 期）工事委託の一部を変更する契約を締結すること

加古川市道神吉中津線A 2 橋台（1期）工事委託の一部変更のこと

令和7年3月24日議案第39号をもって議決を経た「加古川市道神吉中津線A 2 橋台（1期）工事委託のこと」の委託契約内容の一部について、下記のとおり変更委託契約を締結するものとする。

記

3 契 約 金 額 中 「223, 060, 200円」を
「196, 589, 800円」に改める。

写

令和7年3月24日
原案可決

議案第39号

加古川市道神吉中津線A2橋台（1期）工事委託のこと

加古川市道神吉中津線A2橋台（1期）工事について、下記のとおり委託契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

1 工事名 加古川市道神吉中津線A2橋台（1期）工事

2 工事場所 加古川市東神吉町出河原字堤ノ下地先

3 契約金額 223,060,200円

4 契約の相手方 大阪市中央区大手前3丁目1番41号

国土交通省 近畿地方整備局

局長 長谷川朋弘

◎参考

地方自治法抜すい

(長の専決処分)

第 179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252条の20の2第4項の規定による第 252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (省 略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (省 略)

加古川市加古川駅周辺再整備基金条例を定めること

加古川市加古川駅周辺再整備基金条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市加古川駅周辺再整備基金条例

(設置)

第1条 加古川駅周辺の再整備に要する経費（当該経費に充当した市債の償還費を含む。）の財源に充てるため、加古川市加古川駅周辺再整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、基金に属する現金の全部又は一部を処分することができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加古川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める
ものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部加古川市斎場整備運営事業者選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表加古川市斎場整備運営事業者選定委員会の部を削る。

◎参考

加古川市附属機関の設置に関する条例

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、執行機関及び地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として次の機関を設置する。

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	(省略)	(省略)
	<u>加古川市斎場整備運営事業者選定委員会</u>	<u>加古川市斎場の整備を行う事業者及び指定管理者の候補者の選定に関する事務</u>
	(省略)	(省略)
		(省略)

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、別に条例で定めるものを除くほか、執行機関及び地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として次の機関を設置する。

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	（省略）	（省略）
（省略）		

加古川市印鑑条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市印鑑条例の一部を改正する条例

加古川市印鑑条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

第17条第2項中「場合」の右に「及び第14条第3項の規定による申請の場合（個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号を入力する方法により行われた場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年5月11日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

◎参考

加古川市印鑑条例の一部を

(現行)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第14条 …………… (省略)

2 …………… (省略)

3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備を多機能端末機（本市の電子計算組織と通信回線により接続された証明書を交付する機能を有する端末機をいう。）に使用し、暗証番号を入力すること又は個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明手数料)

第17条 …………… (省略)

2 第14条第1項の申請が加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第1号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合における前項の規定の適用については、同項の規定中「300円」とあるのは、「150円」とする。

改正する条例（新旧対照表）

（改正）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第14条 …………… (省略)

2 …………… (省略)

3 第1項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号に規定する移動端末設備を多機能端末機（本市の電子計算組織と通信回線により接続された証明書を交付する機能を有する端末機をいう。）に使用し、暗証番号を入力すること又は個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

（印鑑登録証明手数料）

第17条 …………… (省略)

2 第14条第1項の申請が加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第1号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合及び第14条第3項の規定による申請の場合（個人番号カードを提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号を入力する方法により行われた場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項の規定中「300円」とあるのは、「150円」とする。

加古川市行政手続条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市行政手続条例の一部を改正する条例

加古川市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「。」の右に「及び行政指導」を加える。

第15条第3項中「、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第17条第3項中「前項」を「前項の」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の右に「及び第4項」を、「と、」の右に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の右に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」

に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第3条第7号、第17条第3項及び第19条第2項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加古川市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

◎参考

加古川市行政手続条例の一部を

(現行)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) (省略)

{

(6) (省略)

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）

(8) (省略)

{

(11) (省略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 (省略)

2 (省略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、

第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

改正する条例（新旧対照表）

（改正）

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

（1）……………（省略）

{

（6）……………（省略）

（7）相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

（8）……………（省略）

{

（11）……………（省略）

（聴聞の通知の方式）

第15条 ………………（省略）

2 ………………（省略）

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という

(現 行)

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 (省 略)

{

4 (省 略)

(参加人)

第17条 (省 略)

2 (省 略)

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(聴聞の主宰)

第19条 (省 略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) (省 略)

{

(3) (省 略)

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(改 正)

。) を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第 1 項の通知を受けた者（同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 (省 略)

{

4 (省 略)

(参加人)

第17条 (省 略)

2 (省 略)

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 4 項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(聴聞の主宰)

第19条 (省 略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) (省 略)

{

(3) (省 略)

(4) 前 3 号に規定する者であった者

(現 行)

(5) (省 略)

(6) (省 略)

(続行期日の指定)

第22条 (省 略)

2 (省 略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

(改 正)

(5) (省 略)

(6) (省 略)

(続行期日の指定)

第22条 (省 略)

2 (省 略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同项各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

加古川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加古川市職員の給与に関する条例（昭和28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の右に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の右に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎参考

加古川市職員の給与に関する条例の

(現行)

(通勤手当)

第9条の2 (省略)

2 (省略)

3 (省略)

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手當にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 (省略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手當にあつては、1箇月）をいう。

7 (省略)

一部を改正する条例（新旧対照表）

（改 正）

（通勤手当）

第9条の2 (省 略)

2 (省 略)

3 (省 略)

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用して、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。

6 (省 略)

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 (省 略)

加古川市手数料条例及び加古川市市税手数料条例の一部を改正する条例を
定めること

加古川市手数料条例及び加古川市市税手数料条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市手数料条例及び加古川市市税手数料条例の一部を改正する条例

(加古川市手数料条例の一部改正)

第1条 加古川市手数料条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「（以下「証明書等」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

(加古川市市税手数料条例の一部改正)

第2条 加古川市市税手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（以下「証明書等」という。）」を削り、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月11日から施行する。

◎参考

加古川市手数料条例の一部を

(現行)

(手数料の種類及び額)

第2条 (省略)

2 前項各号に掲げる証明書等（以下「証明書等」という。）の交付に係る申請が加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第1号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合（前項第1号カ又はキに掲げる電子証明書提供用識別符号の発行に係る申請にあっては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2の情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における同項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、当該申請が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号に規定する移動端末設備を多機能端末機（本市の電子計算組織と通信回線により接続された証明書等を交付する機能を有する端末機をいう。）に使用し、暗証番号を入力する方法により行われたときは、この限りでない。

(省略)

3 (省略)

改正する条例（新旧対照表）

（改 正）

（手数料の種類及び額）

第2条 …………… (省 略)

2 前項各号に掲げる証明書等の交付に係る申請が加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第1号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合（前項第1号又はキに掲げる電子証明書提供用識別符号の発行に係る申請にあっては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2の情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。）における同項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)

3 …………… (省 略)

加古川市市税手数料条例の一部

(現 行)

(手数料の種類及び額)

第2条 (省 略)

2 (省 略)

3 第1項各号に掲げる証明書等 (以下「証明書等」という。) の交付に係る申請が
加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例 (令和3年条例第1号)

第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合における第1
項の規定の適用については、同項各号中「300円」とあるのは、「150円」とする。
ただし、当該申請が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード又は電
気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端
末設備を多機能端末機（本市の電子計算組織と通信回線により接続された証明書等
を交付する機能を有する端末機をいう。）に使用し、暗証番号を入力する方法によ
り行われたときは、この限りでない。

を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（手数料の種類及び額）

第2条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項各号に掲げる証明書等の交付に係る申請が加古川市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第1号）第3条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合における第1項の規定の適用については、同項各号中「300円」とあるのは、「150円」とする。

加古川市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例

加古川市建築確認申請等手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、「容積率」の右に「又は各部分の高さ」を加える。

別表第4第60項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改め、同表第70項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の右に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加え、「容積率の」を「容積率又は各部分の高さの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4第60項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第4第70項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

◎参考

加古川市建築確認申請等手数料条例

(現行)

(手数料の徴収)

第2条 市は、次に掲げる申請をしようとする者から、別表第1から別表第7までに掲げる手数料を徴収する。

(1) (省略)

{

(6) (省略)

(7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請

(8) (省略)

{

(11) (省略)

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
(省略)		
60 <u>建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕等をする場合の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</u>	(省略)	(省略)
(省略)		
70 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>	(省略)
(省略)		

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（改正）

（手数料の徴収）

第2条 市は、次に掲げる申請をしようとする者から、別表第1から別表第7までに掲げる手数料を徴収する。

（1）……………（省略）

{

（6）……………（省略）

（7）マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づくマ
ンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請

（8）……………（省略）

{

（11）……………（省略）

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
（省略）		
60 建築基準法施行令第137条の 12第11項又は第12項の規定に基 づく既存建築物の大規模の修繕 等をする場合の制限の適用除外 に係る認定の申請に対する審査	（省略）	（省略）
（省略）		
70 <u>マンションの再生等の円滑化</u> <u>に関する法律</u> 第163条の59第1 項の規定に基づくマンションの 容積率又は各部分の高さに関す る特例の許可の申請に対する審 査	要除却等認定マンションの建 替えにより新たに建築される マンション又は要除却等認定 マンションの更新がされるマ ンションの容積率又は各部分 の高さの特例許可申請手数料	（省略）
（省略）		

加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加古川市国民健康保険条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の2第2項中「前項に規定する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「前項各号に掲げる額」に改める。

第11条の3第1号イ中「並びに」を「、」に改め、「「介護納付金」という。」の右に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第21条中「66万円」を「67万円」に改める。

第21条の15の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第21条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第25条及び第25条の3から第25条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- イ 第25条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第21条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第21条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に

係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第21条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.29

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について 1,281円

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について78円

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 823円

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第21条の20 第21条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第24条第1項中「国民健康保険法施行令」を「令」に、「若しくは第21条の3」を「、第21条の3若しくは第21条の17」に、「、第25条の3第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第25条の3第1項」に改め、「同条第2項」の右に「又は第3項」を加え、「第15条第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「、第25条の3第3項第1号（同条第4項）を「若しくは同条第4項（同条第5項又は第6項）に、「第25条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第25条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで」に、「同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「同条第6項各号（同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第25条の5に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第21条の3の額若しくは第21条の12」

を「、第21条の3、第21条の12若しくは第21条の17」に改め、「次条第1項各号に定める額」の右に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「、第25条の3第3項第1号」を「若しくは同条第4項」に、「同条第5項各号」を「同条第6項各号に定める額若しくは第25条の5」に改める。

第25条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第21条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に掲げる納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第2号に掲げる納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援

納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第3号に掲げる納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号アからウまでに規定する額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第25条の2中「及び前条第1項」を「、第21条の4第1項、第21条の13第1項及び第21条の18第1項並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項並びに第25条の4第1項（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第25条の3第1項中「の保険料率」の右に「に相当する額」を加え、「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「「第21条の5第2号」と」の右に「、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「の保険料率」の右に「に相当する額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第2号」とあるのは「第21条の19第2号」と読み替えるものとする。

第25条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第15条第2号」とあるのは「第21条の19第2号」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第5項各号」と読み替えるものとする。

第25条の4第1項中「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号」を「令第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との右に「、同項第2号中「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との右に「、同項第2号中「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「の保険料率」の右に「に相当する額」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項

を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第25条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第5項各号」と読み替えるものとする。

第25条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第25条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第21条の19第2号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第25条第5項、第25条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加古川市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

◎参考

加古川市国民健康保険条例の一

(現 行)

(保険料の賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

2 前項に規定する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額に、それぞれ 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(基礎賦課総額)

第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第25条、第25条の3及び第25条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア …………… (省略)

部を改正する条例（新旧対照表）

（改 正）

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる額に、それぞれ 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（基礎賦課総額）

第11条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第25条、第25条の3及び第25条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- （1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア ………………（省略）

(現 行)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ (省 略)

(

オ (省 略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (省 略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

(改 正)

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ（省略）

（

オ（省略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に充てる部分に限る。）の額を除く。）

（2）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア（省略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るもの）の額

(現 行)

ウ (省 略)

エ (省 略)

(基礎賦課限度額)

第21条 第12条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(改 正)

ウ (省 略)

エ (省 略)

(基礎賦課限度額)

第21条 第12条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第21条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第25条及び第25条の3から第25条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第25条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第21条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に

(現 行)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第24条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が

(改 正)

属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第21条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第21条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）所得割 100分の0.29

（2）被保険者均等割 被保険者1人について 1,281円

（3）18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について78円

（4）世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 823円

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第21条の20 第21条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第24条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が

(現 行)

増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第21条の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第21条の12の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第25条の3第1項（同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第25条の3第3項第1号（同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第25条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第21条の3の額若しくは第21条の12の額又は次条第1項各号に定める額、第25条の3第1項に定める第15条第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第25条の3第3項第1号に定める額、第

(改 正)

増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第21条の3若しくは第21条の17の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第21条の12の額又は次条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第25条の3第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第25条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第21条の3、第21条の12若しくは第21条の17の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第25条の3第1項に定める額若しくは同条第4項に定める額、第25条の4第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に

(現 行)

25条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第25条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) (省 略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (省 略)

イ (省 略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた

(改 正)

定める額若しくは第25条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第25条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) (省 略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (省 略)

イ (省 略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた

(現 行)

金額) に56万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (省 略)

イ (省 略)

2 (省 略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(改 正)

金額) に57万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア (省 略)

イ (省 略)

2 (省 略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の12」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第21条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円) とする。

(1) 第1項第1号に掲げる納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均

(現 行)

(改 正)

等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第2号に掲げる納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第3号に掲げる納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

(現 行)

(特例対象被保険者等の特例)

第25条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

(改 正)

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号アからウまでに規定する額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第25条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第21条の4第1項、第21条の13第1項及び第21条の18第1項並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項並びに第25条の4第1項（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

(現 行)

第25条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 (省 略)

3 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条第2号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額

(2) (省 略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第15条第2号」とあるのは「第21条の5第2号」と読み替えるものとする。

(改 正)

第25条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 (省 略)

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第2号」とあるのは「第21条の19第2号」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条第2号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額から、当該保険料率に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額

(2) (省 略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第15条第2号」とあるのは「第21条の5第2号」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。こ

(現 行)

(出産被保険者の保険料の減額)

第25条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第30条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (省略)

2 (省略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とある

(改 正)

の場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第15条第2号」とあるのは「第21条の19第2号」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第5項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第25条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第6項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第30条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) (省略)

2 (省略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とある

(現 行)

のは「第21条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1) (省 略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 (省 略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の12」と、「

(改 正)

のは「第21条の12」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする。

(1) (省略)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額から、当該保険料率に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

7 (省略)

8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、同項第2号中「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の12」と、「

(現 行)

66万円 とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(改 正)

67万円とあるのは「17万円」と、同項第2号中「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第21条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第25条第1項各号」とあるのは「第25条第5項各号」と読み替えるものとする。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第25条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第21条の19第2号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第25条第5項、第25条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第4項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

加古川市介護保険条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市介護保険条例の一部を改正する条例

加古川市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額をえた額によるものとし、」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上 161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第

2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 161万9千円以上 190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（」とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- （1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- （2）地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、

135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上 161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が 161万9千円以上 190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上 161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が 161万9千円以上 190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後

の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎参考

加古川市介護保険条例の一部

(現 行)

附 則

を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

附 則

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万千円を控除して得た額をえた額によるものとし、」とする。）

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上 161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第

(現 行)

(改 正)

2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 161万9千円以上 190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項第6号から第16号までの規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（）とあるのは、「合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2）地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲

(現 行)

(改 正)

げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万千円以上 65 万千円未満であり、かつ、
135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入
金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万千円以上 161 万 9 千円未満であり、か
つ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場
合
- ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9 千円以上 190 万円未満であり、か
つ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年
中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正す
る法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5
(以下「別表第 5」という。) の給与等の金額として、別表第 5 により当該金
額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額
を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同
法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲
げる場合のいずれかに該当するもの

- ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万千円以上 65 万千円未満であり、かつ、
地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例
で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の
収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万千円以上 161 万 9 千円未満であり、か
つ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の
条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下であ
る場合
- ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9 千円以上 190 万円未満であり、か

(現 行)

(改 正)

つ、地方税法第 295条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める
ものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加古川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 700円」を「10, 000円」に改め、同号ただし書中「14, 500円」を「15, 000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900」を「13, 340」に、「13, 700」を「14, 170」に、「14, 500」を「15, 000」に、「11, 300」を「11, 670」に、「12, 100」を「12, 500」に、「9, 700」を「10, 000」に、「10, 500」を「10, 840」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加古川市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

◎参考

加古川市消防団員等公務災害補償条例

(現行)

(補償基礎額)

第5条 (省略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) (省略)

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) (省略)

{

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（改 正）

（補償基礎額）

第5条 ……………（省 略）

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

（1）……………（省 略）

（2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、10,000円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき 433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき 217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

（1）……………（省 略）

{

(現 行)

(6) (省略)

4 (省略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,300</u>	円 <u>12,100</u>	円 <u>12,900</u>
部長、班長及び団員	円 <u>9,700</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>11,300</u>

備考 (省略)

(改 正)

(5) (省 略)

4 (省 略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,670</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,340</u>
部長、班長及び団員	円 <u>10,000</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,670</u>

備考 (省 略)

加古川市火災予防条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

加古川市火災予防条例の一部を改正する条例

加古川市火災予防条例（昭和36年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9））」に改める。

第29条中「警報」の右に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削り、同条第5号中「取灰」を「、取灰」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5）山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象と

なる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第45条第1号中「行為」の右に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

◎参考

加古川市火災予防条例の一部

(現行)

目次

第1章 (省略)

{

第3章 (省略)

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)

第4章 (省略)

{

第7章 (省略)

附則

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) (省略)

{

(4) (省略)

(5) 残火 (たばこの吸殻を含む。) 取灰又は火粉を始末すること。

(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

目次

第1章 (省 略)

{

第3章 (省 略)

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）

第4章 (省 略)

{

第7章 (省 略)

附則

（火災に関する警報の発令中における火の使用的の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) (省 略)

{

(4) (省 略)

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。

(6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(現 行)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) (省 略)

(2) (省 略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。

(4) (省 略)

(改 正)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) (省 略)

(2) (省 略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項第6号において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) (省 略)

(現 行)

{

(6) (省 略)

2 (省 略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) (省 略)

{

(6) (省 略)

(改 正)

{

(6) (省 略)

2 (省 略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)

(2) (省 略)

{

(6) (省 略)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

地方独立行政法人加古川市民病院機構第4期中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、
地方独立行政法人加古川市民病院機構から認可の申請があった別紙の地方独立行政法
人加古川市民病院機構第4期中期計画について認可したいので、同法第83条第3項
の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

前文

地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）は、令和7年12月19日付で加古川市長から指示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人法第26条の規定により、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第4期中期計画」をここに定める。

本計画期間においては、これまで積み上げてきた高度専門医療や救急医療の提供体制を着実に深化させるとともに、地域医療構想が掲げる「病床機能の分化と連携」の方向性を踏まえ、地域完結型医療の要としての役割を果たすための期間と位置づけ、各種施策を推進する。

また、急速に進行する少子高齢化及び人口減少に加え、新興感染症への備えや疾病構造の変化など、医療を取り巻く外部環境の大きな変化に的確に対応するため、強靭かつ柔軟な経営基盤の確立を目指す。

さらに、医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、診療の質の向上と業務の効率化を両立させるとともに、医師の働き方改革を契機とした持続可能な医療提供体制の構築に取り組む。これにより、患者に配慮した医療の提供と、多職種連携による包括的な支援体制の高度化を図る。

加えて、人材育成及び組織内コミュニケーションの活性化に継続的に取り組み、職員一人ひとりがやりがいと誇りを持って働く職場環境を整備することで、医療技術、医療安全、経営、満足度といったあらゆる「質（Quality）」の向上を追求し、市民から信頼され、選ばれ続ける病院づくりを推進する。

法人の理念及び基本方針の下、全職員が一丸となってその使命を果たし、生命の誕生から終末期に至るまで、人の一生におけるすべてのステージに寄り添い、地域住民の生命と健康に寄与する医療の提供を実現する。

『加古川市民病院機構理念・基本方針』

◇理念

いのちの誕生から生涯にわたって地域住民の健康を支え、頼られる病院であり続けます

◇基本方針

安全で質の高い医療を提供します

診療センターを中心に高度専門医療を実践します

救急医療と災害医療の充実に努めます

患者と協働するチーム医療を推進します

地域を守る医療・保健・介護・福祉との連携を強化します

優れた医療人を育成します

持続可能な経営基盤を確立します

第1 中期計画の期間

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公立病院としての役割の発揮と責務の遂行

（1）救急医療への対応

- ・ 圏域の救急ニーズや体制の変化に柔軟に対応し、圏域内での救命救急体制の堅持に努める。
- ・ 他の医療機関と役割分担・連携を図り、当該圏域での2次医療機関として中核的役割を担い、中等症・重症患者の受入強化に努める。
- ・ ドクターカー、新生児搬送車の運行を継続し、救命体制の維持に努める。
- ・ 高齢者救急搬送の増加に備え、圏域内の医療機能分化と連携について協議を進め、地域包括医療病棟などへの早期転院搬送を強化する。
- ・ 救急医・集中医療医・救命救急士などスタッフの充足を図り、体制の維持に努める。
- ・ 小児・周産期・循環器領域の24時間365日の救急受入体制を堅持する。
- ・ 外傷系救急及び脳神経領域の受入体制の整備を目指す。

目標指標	2030年度目標値	参考（2024年度実績）
救急車受入件数	8,200	8,545
地域救急貢献率（%）（2市2町）	34.0	34.0

活動指標
救急外来受診者数（人）
救急車受入要請に対する不応率（%）
救急搬送され入院となった率（%）
CPA受入件数
ドクターカー運行件数
ドクターへリ（防災へリ含む）による収容・移送件数
心原性院外心停止患者の完全社会復帰率（救急科初療）（%）
AIS3以上の外傷患者の受入件数（重症臓器損傷がある外傷患者）（救急科）
ISS16以上の外傷患者受入件数（重症外傷患者）（救急科）
脳卒中によって救急搬送され入院となった件数

（2）災害時における機能の強化及び感染症対策の強化

災害発生時、新興感染症発生時、災害発生時の感染症対応など、災害拠点病院としての役割を果たす。

- ・ 災害医療対応体制の整備と運営体制の確立
 - 院内災害対策本部の確立と運用の定常化
 - BCPの見直し、災害時マニュアルの標準化と実践的訓練の定期化
- ・ 医療継続性（BCP）の高度化
 - 災害時における電力・水・通信などライフライン途絶への対応強化
 - 医薬品・食料・医療資材等の備蓄と供給ルートの確保、並びに協定等による他施設からの支援体制の強化
- ・ 職員教育と人材育成の体系化
 - 全職員対象の災害時初動教育の必修化
 - 災害支援ナース・DMAT等の専門人材の育成
 - 職員及び院内業務従事者への感染教育の徹底
- ・ 地域との連携強化
 - 行政・消防・近隣医療機関との連携訓練の定期実施

活動指標
災害訓練・研修実施数（回）
災害医療派遣チーム訓練参加人数（人）
災害医療研修の受講率（%）
災害ナース登録数（人）
指定感染症患者の受入可能病床数（床）
感染症対応に必要な個人防護具等の資材の備蓄
72時間医療継続可能な物資備蓄率
行政・他医療機関との合同訓練実施回数（年1回以上）
災害対応レビュー・改善提案件数

（3）地域の中核医療機関としての役割の発揮

- ・ 高度急性期・急性期医療を提供する中核医療機関として、紹介患者の積極的な受入と急性期医療を脱した患者に対する逆紹介を推進し、かかりつけ医とのシームレスな治療に繋げる。
- ・ 地域内の限られた医療資源の利活用として高度医療機器の共同利用を促進する。
- ・ 地域の医療従事者の医療水準向上を図るため、院外医療従事者に対する研修会を計画的に実施する。
- ・ 地域包括ケアシステムを拡充するため、地域連携パスの利用向上等を図り、関係機関との連携を深める。
- ・ 在宅医療提供ネットワークの中心的役割を果たす。
- ・ 地域連携情報誌「きらり」の定期発行、SNSの活用など、地域の医療機関への情報発信を

行う。

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
紹介率（%）	70.0	78.9
逆紹介率（%）	75.0	96.3

活動指標
高度急性期機能病床数（床）
急性期機能病床数（床）
重症度及び医療・看護必要度（%）
新入院患者紹介率（%）
地域医療機関サポート率（%）
在宅復帰率（%）
地域医療従事者向け研修開催数（回）
地域医療従事者の研修受講者数（人）
医療型短期入所（レスパイトケア）受入件数
退院前訪問件数
退院後訪問件数
地域連携診療計画加算（地域連携パス）件数
退院返書率（%）
地域連携広報誌「きらり」発行数（回）／（部）

（4）DXの推進

- ・ 医療 DX について積極的に情報収集を行い、適切かつ迅速な導入を推進する。
- ・ 生成 AI やスマートデバイス導入の検討、患者向けスマホアプリなどの利用を促進し、職員の業務負荷軽減や患者サービスの向上を図ることで、医療の質向上に貢献する。

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
マイナンバー保険証利用率（%）	70.0	57.0

活動指標
電子処方箋利用率（%）

2 高度・専門医療の提供

（1）がん医療の充実

国指定の地域がん診療連携拠点病院として、がん集学的治療センターの更なる充実を図るとともに、がんゲノム医療連携病院として関係医療機関と連携し、がんゲノム医療を推進する。

（重点施策）

- ・ がん治療体制の充実 ⇒ 婦人科がんに対する対応強化に向けた人員確保
- ・ 低侵襲治療の推進 ⇒ 手術支援ロボット・鏡視下手術の適応拡大／RFA の適用拡大
- ・ 放射線治療の充実 ⇒ 強度変調放射線治療（IMRT）の拡大／骨転移に対する単回緩和照射の適応拡大／オリゴメタシス、特に脊椎転移に対する定位放射線治療の開始
- ・ 薬物療法の質向上 ⇒ 腫瘍内科医、認定看護師、認定薬剤師など専門スタッフの充実、多職種によるチーム医療の推進
- ・ 緩和医療の充実 ⇒ 緩和治療医の複数配置／認定看護師の育成／在宅医療医、他の緩和ケア病棟を持つ医療機関との連携
- ・ がんゲノム医療の推進 ⇒ 固形がん・血液がんともに関係医療機関との連携強化
- ・ がん患者支援体制の充実 ⇒ 院内のみならず地域のがん患者への総合的なサポート体制の充実
- ・ 地域への貢献 ⇒ 圏域医療機関への勉強会や講演会の実施／地域住民への啓蒙活動／がん教育

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
がん登録件数	2,500	2,129
悪性腫瘍手術件数	1,800	1,665
放射線治療計画件数	500	512
外来化学療法件数（ホルモン療法等含む）	20,000	15,573
緩和ケアチーム介入件数	250	222
がんゲノムプロファイリング検査件数	50	14
経皮的ラジオ波焼灼術（RFA）実施件数	20	11

活動指標
キャンサーボード開催数（回）
がん相談件数
かかりつけ以外相談件数（がん相談支援室）
高精度治療の割合（放射線治療科）（%）
がんサロン開催数（回）
がんリハビリテーション実施件数
がん地域連携パス件数
がん看護外来件数
ゲノム診断症例数
地域におけるがん医療の勉強会の開催数（回）

（2）循環器・消化器・呼吸器疾患にかかる医療の充実

① 地域における循環器疾患の拠点病院として、心臓血管センターの更なる充実を目指す。

また、年々増加している心不全患者を地域全体で支えるため、地域の医療機関との連携を

強化する。さらに、一次脳卒中センターとして機能の充実を図る。

(重点施策)

- ・ 救急体制の強化 ⇒ 24 時間 365 日の救急緊急症例の迅速な受入体制の堅持／脳卒中への対応の強化
- ・ 低侵襲治療の推進 ⇒ 低侵襲手術の安全性確保／小切開手術 (MICS)・ステントグラフト治療 (TEVAR、EVAR)
- ・ 新規医療技術の導入・拡充 ⇒ 難治性高血圧症に対するカテーテル治療である腎デナベーション／心房中隔欠損症・卵円孔開存症に対するカテーテル閉鎖術／経皮的三尖弁閉合不全修復術 (TriClip)
- ・ 総合治療体制とチーム医療の充実 ⇒ 各診療科、多職種の連携による治療の充実
- ・ 地域医療機関との連携強化 ⇒ 心不全地域連携ネットワークの推進／後方支援医療機関、在宅医療機関の拡充
- ・ 在宅医療支援 ⇒ 緩和ケアの推進／外来心臓リハビリテーションの強化／脳卒中患者相談窓口の開設を目指す。

② 幅広い消化器領域に対して、低侵襲かつ高度な専門医療を提供するとともに、総合的な診療体制のもと、消化器センターの更なる充実を図る。

(重点施策)

- ・ 救急医療体制の強化 ⇒ 救急疾患への救急受入体制の強化／地域の医療機関との連携、役割分担による消化器領域の緊急手術体制の強化
- ・ 肝胆膵領域の治療の充実 ⇒ 高難度手術件数の増加／手術安全性の向上／内視鏡的治療の技術向上／肝疾患治療の推進
- ・ 消化管領域の治療の充実 ⇒ 内視鏡治療の技術向上と炎症性腸疾患治療の推進
- ・ 消化器がんの総合診療機能の充実 ⇒ がん集学的治療センター・ゲノム診療部門との連携、多職種でのチーム医療の推進
- ・ 低侵襲治療の充実 ⇒ 鏡視下手術／ロボット支援下手術の適応拡大と手術件数の増加
- ・ 臓器機能温存手術への取組み ⇒ 経肛門的全直腸間膜切除術 (TaTME) など臓器・臓器機能温存手術の強化

③ 様々な呼吸器疾患に対して、新たな手技や治療を取り込むとともに、関係診療科と連携した総合的な診療体制のもと、呼吸器センターの更なる充実を図る。

- ・ 低侵襲治療の充実 ⇒ 鏡視下手術（特に単孔式鏡視下手術）／ロボット支援下手術の推進
- ・ 呼吸器領域の治療の充実 ⇒ 地域医療機関との連携強化／凍結生検の実施など診断精度の向上
- ・ 呼吸器がんの総合診療機能の充実 ⇒ がん集学的治療センター・ゲノム診療部門との連携多職種でのチーム医療の推進

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
冠動脈インターベンション（PCI）件数	440	404
アブレーション件数	400	350
デバイス治療件数	240	219
末梢血管インターベンション（PTA）件数	100	94
開心術・大血管手術件数	330	352
下部内視鏡検査件数	4,800	4,264
内視鏡的粘膜切除術（EMR）＋ポリペクトミー件数	1,800	1,561
内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）件数	160	130
消化器外科ロボット支援下手術件数	100	48
肝胆膵高難度手術症例	60	48
食道がん手術件数	20	30
胃がん手術件数	100	124
気管支鏡検査件数	400	373
化学療法実施件数（呼吸器）	3,500	2,583
肺がん等手術件数（呼吸器）	120	99
呼吸器外科ロボット支援下手術件数	60	22

活動指標
心臓血管センター救急搬送受入件数
Door to Balloon time（分）
急性大動脈疾患・急性冠動脈疾患等の緊急救命手術件数
大動脈瘤ステントグラフト件数
小切開手術（MICS）件数
先天性心疾患にかかる開心術手術件数
急性心筋梗塞退院患者数（人）
経皮の大動脈弁留置術（TAVI）件数
経皮の僧帽弁接合不全修復術（MitraClip）件数
マグネティックナビゲーションシステム稼働件数
心不全地域連携パス件数
心臓リハビリテーション単位数
超急性期脳卒中加算件数

活動指標
経皮的脳血栓回収術件数
頸動脈ステント留置術（CAS）件数
脳血管リハビリテーション実施件数
脳卒中患者相談窓口相談件数
救急搬送後消化器センター入院となった件数
内視鏡的逆行性胆管膵管造影検査（ERCP）件数
超音波内視鏡検査（EUS）件数
消化器外科鏡視下手術件数
消化器外科緊急手術件数
凍結生検件数
呼吸器リハビリテーション単位数

（3）周産期・小児医療の充実

① 地域周産期母子医療センターの機能を発揮し、リスクの高い妊娠・分娩や高度な新生児治療に対応する。また、産科医の更なる充実を図り、総合周産期母子医療センター機能の整備を目指す。

（重点施策）

- ・ ハイリスク妊娠婦の確実な受入 ⇒ ハイリスク妊娠婦の受入／緊急母体搬送の受入
- ・ 新生児高度医療の提供 ⇒ 新生児集中治療室（NICU）の充実／新生児緊急搬送の受入／新生児ドクターカーの運行の継続
- ・ 赤ちゃんにやさしい病院の維持 ⇒ 母乳育児の推進
- ・ 産後ケア事業の維持
- ・ 産科医を確保し、総合周産期母子医療センターの整備を目指す。
- ・ ニーズへの対応 ⇒ 無痛分娩の適用拡大

② 小児地域医療センターとして、小児救急医療から高度専門治療まで、当該地域のこどもの成長に合わせた総合的な小児医療を提供する。また、医療的ケア児等への支援に向けて、関係機関との連携を強化する。

（重点施策）

- ・ 小児救急医療の維持 ⇒ 24時間365日の受入体制の維持
- ・ 小児医療の地域内完結率の向上
- ・ 高度専門医療の充実 ⇒ 低体温療法／一酸化窒素吸入療法／喉頭気管支鏡を用いた気道評価

- ・ 先天性疾患への対応 ⇒ 他の診療科との連携
- ・ 小兒在宅医療支援 ⇒ 移行期医療の推進／医療的ケア児への支援
- ・ チーム医療の推進 ⇒ 多職種（医師、看護師、心理士、保育士、理学療法士など）間の連携

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
分娩件数	700	843
ハイリスク分娩件数	140	166
無痛分娩件数	50	12
小児科救急搬送受入件数	1,800	1,919
小児休日・時間外緊急入院件数	1,200	1,213

活動指標
新生児緊急搬送件数
緊急母体搬送受入件数
新生児集中治療室（NICU）稼働率（%）
退院時母乳率（%）
地域分娩貢献率（%）
産後 2 週間後健診外来件数
小児入院延患者数（人）
小児外来延患者数（人）
小児外科手術件数
小児脳神経外科手術件数
小児循環器手術件数
小児形成外科手術件数
重症脳障害患者に対する低体温療法件数（小児）
低酸素性呼吸不全に対する一酸化窒素吸入療法件数（小児）
喉頭気管支鏡を用いた気道評価件数（小児）

（4）患者にやさしい医療の推進

- ・ 高度先進医療や新規技術の導入に積極的に取り組む。
- ・ 低侵襲医療を推進する。
- ・ 遺伝子診療の充実を図る。また、NIPT 基幹施設として、地域の医療機関と連携し出生前診断の充実を図る。
- ・ 臨床研究・治験・学術活動を積極的に推進し、最新の知見と新規治療法・診断技術を導入し、医療水準の向上を図る。

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
手術支援ロボット実施件数	200	115
鏡視下手術実施件数	1,700	1,280
NIPT 実施件数	100	111
遺伝カウンセリング実施件数 (カウンセラーによるもの：自費診療分)	200	162
治験実施件数	5	3

活動指標
全身麻酔実施件数
日帰り（外来）手術件数
ICU 稼働率（%）
手術支援ロボット（ダヴィンチ）稼働件数（泌尿器科）
手術支援ロボット（MAKO）稼働件数（整形外科）
新たな治療法の導入件数
臨床研究件数（研究倫理審査委員会承認件数）

（5）総合的な医療提供体制の推進とチーム医療の充実

- 各診療科が専門性を発揮し、相互に連携を図り、多様な病態に対応できる治療体制を整備する。
- 各種検査・薬剤指導・栄養指導・リハビリテーション・口腔管理など診療支援体制の充実を図る。
- 部門を越えた専門チームによる活動を強化する。
- 専門性の高い看護外来を実施し、在宅療養の継続を支援する。
- クリニカルパスを活用し、効率的な医療の提供を目指す。
- 医科・歯科の連携を推進し、治療実績の向上を図る。
- 非がんを含めた包括的な緩和ケアを推進する。
- 身体拘束の最小化やせん妄等への早期介入を通じて、高齢患者を含むやさしい医療の提供を標準化する。

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
手術件数	9,700	9,293
MRI 件数	25,000	24,086
CT 件数	72,000	70,443
PET-CT 件数	2,260	2,210
クリニカルパス使用率（%）	65.0	67.9
身体拘束最小化チーム介入症例数	500	545

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
緩和ケア介入件数	250	222
認知症ケアチーム介入数	1,000	639

活動指標
糖尿病教育入院患者数（人）
院内他診療科からの診察依頼件数（精神疾患）
院内他診療科からの診察依頼件数（糖尿病疾患）
院内他診療科からの診察依頼件数（眼科疾患）
緩和ケア外来新規患者数（人）
PCU ベッド稼働率（%）
薬剤管理指導実施率（%）
外来化学療法連携充実加算件数
がん性疼痛緩和指導料（件）
栄養食事指導件数
栄養サポートチーム（NST）実施件数
早期栄養介入管理加算件数
リハビリテーション実施単位数
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算件数
口腔ケア実施件数
周術期等口腔機能管理計画策定件数
周術期等口腔機能管理件数
精神科リエゾンチーム診療件数
褥瘡発生率（%）
ストーマ外来件数
フットケア外来件数
心不全外来件数
リンパ浮腫外来件数
糖尿病療養指導外来件数
臨床倫理コンサルテーション件数
多職種倫理カンファレンス件数
ペースメーカ遠隔モニタリング件数

（6）高度・専門医療を提供する人材の確保と育成

- ・ 安定的な医療提供体制を維持するため医師・看護師・医療技術職など医療スタッフの確保を戦略的に進める。
- ・ 若手スタッフの定着率向上を目指し、キャリア形成支援やワークライフバランスを重視した勤務環境の整備を推進する。
- ・ 基幹型初期臨床研修病院及び専門医制度の基幹施設として、教育体制の質的向上を図る。
- ・ 大学病院・協力病院との連携を強化し、シミュレーション教育や ICT を活用した教育などを導入することで、「学べる病院」としてのブランド力を高める。
- ・ 特定行為研修施設として、特定行為看護師の養成を推進する。

- ・ 実習施設としての役割を拡充し、学生等の受け入れを積極的に行う。
- ・ 地域住民との交流を通じた実践的な教育機会の提供により、未来の地域医療を担う人材の育成に貢献する。
- ・ 地域医療に従事する医療者のネットワークを形成し、情報共有や教育支援をすることで、地域全体のスキルアップを図る。

活動指標
医師数（人）
専門医研修医数（専攻医）（人）
初期臨床研修医数（人）
看護師数（人）
医療技術職員数（人）
中堅・若手（40歳以下）医療者の全職員に占める割合（%）
臨床研修指導医資格取得者数（人）
初期臨床研修医募集定員充足率（%）
学会認定等施設件数
専門医資格取得数（人）
専門看護師数（人）
認定看護師数（人）
特定認定看護師数（人）
特定行為看護師数（人）
認定看護管理者数（人）
看護師クリニカルラダー取得者数（人）
助産師ラダー取得者数（人）
アドバンス助産師取得者数（人）
看護師マネジメントラダー取得者数（人）
ラダー階層別取得率（%）
薬剤師資格取得者数（人）
放射線技師資格取得者数（人）
臨床検査技師資格取得者数（人）
リハビリテーション室資格取得者数（人）
管理栄養士資格取得者数（人）
臨床工学技士資格取得者数（人）
口腔管理室資格取得者数（人）
診療情報管理士数（人）
医療情報技師数（人）
実習受入件数・診療部
実習受入件数・看護部
実習受入件数・薬剤部
実習受入件数・臨床検査室
実習受入件数・放射線室
実習受入件数・リハビリテーション室
実習受入件数・臨床工学室

活動指標
実習受入件数・栄養管理室
実習受入件数・口腔管理室
実習受入件数・医療業務部

3 安全で信頼される医療の提供

(1) 医療安全の確保

- ・ 全職員の共通価値観として医療の質と患者安全を定着させ、医療安全に取り組む職場風土と文化を醸成する。
- ・ 医療安全に関わる部署の責務と権限を明確化し、連携体制を構築することで、高度急性期機能病院に求められる安全管理ガバナンスを強化する。
- ・ インシデント報告を徹底させ、原因分析と改善策の立案・周知を徹底し、対策の妥当性をモニタリングして再発防止に積極的に取り組む。
- ・ 院内死亡事例や合併症などの報告を充実させ、多職種による事例検討を行うことで質の高い医療の提供に貢献する。

活動指標
ヒヤリハット（インシデント）レポート件数
インシデント（アクシデント）件数
転倒・転落発生率（%）
医療安全研修回数（回）/参加者数（人）
事例検討会の開催回数（回）
オカレンス報告率（%）

(2) 感染対策の徹底

- ・ 職員に対する院内感染対策研修を継続的に実施し、院内感染防止を徹底する。
- ・ 感染症患者の受入体制を維持する。
- ・ 地域の医療機関、保健所と連携し、地域における感染対策の向上や抗菌薬適正使用の推進を図る。

活動指標
感染対策研修回数（回）/参加者数（人）
院内感染制御チーム（ICT）ラウンド実施回数（回）
加古川圏域感染対策向上加算に関するカンファレンスの実施回数（回）

(3) 患者とともに進める医療の推進とサービスの充実

- ・ 患者中心の医療を実践するため、インフォームド・コンセントの徹底を図り、相談・支援体制を強化する。
- ・ 患者からの多様な相談に対応できる相談窓口の体制整備を行う。
- ・ 患者フロー管理 (PFM) の推進を通じて、診療プロセスの効率化と医療安全の強化を図り、患者にとって安全で安心な医療を提供する体制を確立する。
- ・ 患者と医療専門職の間での対話を促進し、協働で意思決定をする SDM (Shared Decision Making) を実践する。
- ・ 多様化する患者一人ひとりに寄り添い、誰もが安心して医療を受けられる体制を整備する。
- ・ セカンドオピニオンへの対応を充実させ、患者が自らの意志で医療を選択できるよう支援する。
- ・ 外来・入院における待ち時間短縮や接遇向上に取り組むとともに、ご意見箱やアンケートの分析により患者の声を医療改善に反映し、患者満足度の一層の向上を目指す。
- ・ ICT を活用した呼出などの通院支援サービスや電子カルテ情報共有サービス等を拡大し、利便性と信頼性の高い医療サービスの提供を推進する。

目標指標	2030 年度目標値	参考 (2024 年度実績)
患者満足度 (入院) (%)	95.0	94.0
患者満足度 (外来) (%)	85.0	87.3

活動指標
患者支援センター医療相談件数
患者相談窓口相談件数
医師からの病状説明に対する満足度 (%)
セカンドオピニオン紹介件数
外来平均待ち時間 (分)
接遇・応対の満足度 (入院) (%)
接遇・応対の満足度 (外来) (%)
ご意見箱意見回収件数
意見回収件数に占める感謝の割合 (%)
意見回収件数に占める苦情の割合 (%)
コンシェルジュ (通院支援) アプリ登録件数

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自律性・機動性・透明性の高い組織運営

(1) 効率的・効果的な組織運営

- ・ 重点行動方針による明確なビジョンの明示のもと、年度ごとに設定した目標に対するマネジメントを推進し、取り組むべき課題を着実に達成する。
- ・ 経営資源の適切な配分のもと効果的な予算執行や柔軟な人員確保に努める。
- ・ データ分析ツールなどのデジタル技術を会議や意思決定プロセスの場で積極的に導入し、院内の施策推進や合意形成のために活用する。
- ・ 多様なメディアの特色を活かした広報活動を展開し、分かりやすい情報発信を行う。

活動指標
広報誌「つつじ」発行数（回）／（部）
ホームページに対する満足度（%）

(2) コンプライアンスの徹底

- ・ コンプライアンスにかかる研修や学習会など多様な機会を提供し、職員倫理に対する意識を高める。
- ・ 内部通報制度を適切に運用し、自浄作用が機能する公正で明るい職場風土を醸成する。
- ・ コンプライアンス推進行動計画を策定し、年次的に推進する。
- ・ コンプライアンス通信の定期発信など啓発活動に注力する。

活動指標
情報開示件数（カルテ開示）
情報開示件数（カルテ以外の情報開示）
コンプライアンス研修参加者数（人）
コンプライアンス通信発信回数（回）
内部通報（相談含む）処理件数

(3) リスク管理の徹底

- ・ 災害やサイバー攻撃への対策として、システム監査の実施及びセキュリティの最新化に努める。
- ・ 非常時（災害、システム障害等）に備えた患者情報・診療情報のバックアップを複数の形式で確保し、非常時においても診療を継続できるよう対策を講じる。
- ・ 個人情報保護を含む職員の情報リテラシー向上を目的として、情報セキュリティ研修を実施するとともに、システム保守などを担う業者に対し適切な管理を徹底する。

- ・ 医療情報システムの停止に備え、BCP の見直しと訓練を適切に実施する。
- ・ 職場安全衛生委員会など長時間労働やハラスメント、労働災害などに対するモニタリング機能を充実させ、労務管理にかかるリスクの低減を図る。
- ・ 病院運営を取り巻くリスクとして考えられる要因ごとに、その規模や対策の優先度などの評価によって定期的に進行管理を行う。

活動指標
情報セキュリティ研修回数 (回) / 参加者数 (人)
個人情報研修回数 (回) / 参加者数 (人)
個人情報漏えい報告件数 (インシデント含む)
情報システム BCP 訓練回数 (回)
臨床心理士相談件数
リエゾンナース相談件数
労務関連研修回数 (回) / 参加者数 (人)

2 働きやすく、やりがいのある職場づくり

(1) 職場活性化

- ・ コーチングなどで他部署（多職種）とのコミュニケーションを推進し、組織的に職員の成長意欲と定着率の向上を図る。
- ・ ハラスメント防止研修と相談窓口の設置により、安心して働く環境を整備する。
- ・ 資格取得支援制度や研修制度の充実により、専門性の向上と働きがいを支援する。
- ・ 人事評価を適切に行い、結果を賞与に反映し、職員のモチベーション向上につなげる。

目標指標	2030 年度目標値	参考 (2024 年度実績)
職員満足度 (満足と答えた割合) (%)	70.0	70.3

活動指標
職員満足度アンケートによる「仕事にやりがいを感じる」と答えた割合 (%)
職員満足度アンケートによる「職場の雰囲気が良い」と答えた割合 (%)
ハラスメント防止研修実施回数 (回)
機構学術研究会発表件数
TQM 委員会発表件数
クリニカルパス委員会発表件数
職員の離職率 (%) ※医師除く

(2) 働き方改革の推進

- ・ 労働・自己研鑽、兼業の時間を明確にし、職員の労働時間管理を適切に行う。
- ・ 医師の働き方改革により策定した医師労働時間短縮計画を達成できるよう、モニタリングを実施し、課題の解決を図る。
- ・ 時間外労働削減に向けて、業務の棚卸しを行い、タスクシフト・シェアを推進する。
- ・ ICTの活用により、業務効率化と情報共有を促進する。
- ・ 定期的な職員アンケートを実施し、働き方改革の進捗と課題を把握し改善につなげる。
- ・ 院内保育園や病児保育の制度を継続し、働きやすい職場環境を提供する。
- ・ 特定行為研修施設として、教育課程を拡充させ、医師のタスクシフトを推進する。
- ・ 管理監督者に対して労務管理研修等を実施し、法令や各種規程に則した労務管理をする。

活動指標
院内保育園利用者数（医師職）（人）
育児短時間勤務者数（医師職）（人）
長時間勤務実績（医師職）（h/月/人）
長時間勤務実績（看護職）（h/月/人）
長時間勤務実績（医療技術職）（h/月/人）
長時間勤務実績（事務職）（h/月/人）
有給休暇取得率（%）
特定行為研修修了者数（人）
医師事務作業補助者数（人）

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

- ・ 医療動向や周辺環境の変化を的確に把握し、迅速かつ柔軟な意思決定のもと、計画期間中の経常収支の均衡を図る。

目標指標	2030年度目標値	参考（2024年度実績）
累積経常利益（百万円）	17,309	17,208
経常収支比率（%）	100.0	103.0
医業収支比率（%）	98.0	103.9
医業収益（百万円）	31,063	28,208
入院収益（百万円）	19,710	18,437
外来収益（百万円）	10,753	9,240

活動指標
償却前経常収支比率（%）
償却前医業収支比率（%）
運営費負担金比率（%）

2 収入の確保及び費用の最適化

- ・ 社会環境の変化や周辺環境の変化、医療需要の動向などの分析を行い、当該地域で急性期医療を必要としている患者の確保に努める。
- ・ 診療報酬改定や医療制度の変化に柔軟に対応し、診療単価の向上と病床稼働率の適正化に努める。
- ・ 医療の質を高める新規施設基準の取得や管理、また着実な診療報酬改定の対応を行い、適正な診療報酬請求に努める。
- ・ 診療報酬査定を的確に分析し、査定減の極小化を図る。また診療報酬の請求漏れを常に意識し、防止に努める。
- ・ DPC データ分析による経営指標の改善や、査定率の低減に取り組み、安定した収益構造を構築する。
- ・ 後発医薬品や再製造医療材料の積極的活用を進め、費用対効果の高い医療提供を推進する。経費や給与費等の比率を継続的にモニタリングし、財政の健全性を維持する。
- ・ 将来にわたり負担となる人的投資や設備投資については、投資効果の検証や、長期財政計画においても経営基盤の安定化が図られるか検討のうえ実施する。

目標指標	2030 年度目標値	参考 (2024 年度実績)
入院診療単価 (円/人・日)	100,000	93,800
外来診療単価 (円/人・日)	29,500	25,140
1 日あたり入院患者数 (人)	540	539
1 日あたり外来患者数 (人)	1,500	1,519
病床稼働率 (%)	90.0	89.8
給与費比率/対医業収益 (%)	44.8	43.9
診療材料費比率 (%)	16.1	16.1
医薬品費比率 (%)	17.9	16.4
経費比率/対医業収益 (%)	14.3	13.4

活動指標
新入院患者数 (人)
平均在院日数 (日)
DPC 期間 II 内退院率 (%)
DPC 機能評価係数
診療報酬査定減率 (%)
後発医薬品の数量割合 (%)

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市施策への協力及び地域社会への貢献

- ・ 地域住民の健康寿命の延伸につなげるため、加古川市とともに健康増進や予防医療にかかる施策に取り組む。
- ・ 高度な検査機器を用いた人間ドックにより、疾病の早期発見・早期治療を実現する。
- ・ 市民を対象とした各種健康講座の実施により、健康に対する市民意識の高揚を図る。

目標指標	2030 年度目標値	参考（2024 年度実績）
人間ドック受診者数（人）	3,300	2,999
特定保健指導者数（人）	100	-

活動指標
市民健康講座・健康教室等開催数（回）

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区分	合計
収入	
営業収益	166,037
医業収益	152,918
運営費負担金	12,148
その他営業収益	970
営業外収益	2,015
運営費負担金	805
その他の営業外収益	1,210
資本収入	13,239
運営費負担金	364
長期借入金	12,875
その他資本収入	—
その他の収入	—
計	181,291
支出	
営業費用	153,546
医業費用	150,238
給与費	68,480
材料費	56,825
経費	23,675
研究研修費	1,260
一般管理費	3,310
営業外費用	2,774
資本支出	25,412
建設改良費	12,875
償還金	12,537
その他資本支出	—
その他の支出	—
計	181,732

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

【人件費の見積り】

期間中総額 71,085 百万円（一般管理費のうち 2,605 百万円を含む。）を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画

(単位：百万円)

区分	合計
収益の部	167,965
営業収益	166,009
医業収益	152,683
運営費負担金収益	10,396
その他営業収益	2,931
営業外収益	1,955
運営費負担金収益	805
その他の営業外収益	1,150
臨時利益	—
費用の部	167,981
営業費用	158,153
医業費用	154,646
給与費	68,672
材料費	51,658
経費	21,755
減価償却費	11,356
資産減耗費	25
研究研修費	1,180
一般管理費	3,507
営業外費用	9,777
臨時損失	50
純利益	▲16
目的積立金取崩額	19
総利益	3

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区分	合計
資金収入	202,845
業務活動による収入	166,298
診療業務による収入	152,918
運営費負担金による収入	11,199
その他の業務活動による収入	2,180
投資活動による収入	2,118
運営費負担金による収入	2,118
その他の投資活動による収入	—
財務活動による収入	12,875
長期借入による収入	12,875
その他の財務活動による収入	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	21,554
資金支出	202,845
業務活動による支出	156,320
給与費支出	71,085
材料費支出	56,825
その他の業務活動による支出	28,414
投資活動による支出	12,875
有形固定資産の取得による支出	12,875
その他の投資活動による支出	—
財務活動による支出	12,537
長期借入の返済による支出	12,537
移行前地方債償還債務の償還による支出	—
その他の財務活動による支出	—
次期中期目標の期間への繰越金	21,113

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

(1) 限度額 3,000 百万円

(2) 想定される短期借入金の発生事由

- ・賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- ・予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産及びその他の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、その他の法令等により診療を受ける者に係る料金
当該法令の定めるところによる。

(2) 前項の規定にない料金

- ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により診療を受ける者
兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ② 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により診療を受ける者
地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- ③ 前2号以外のものについては、別に理事長が定める額

2 料金の減免

理事長は、特に必要があると認める場合は、料金の全部又は一部を減免することができるものとする。

第11 地方独立行政法人加古川市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度まで）

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	12,875	加古川市長期借入金等

(注1) 金額については、見込みである。

(注2) 各事業年度の加古川市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

- (1) 目指すべき病院の機能や役割を果たす上で必要な人員配置については、効率的かつ効果的な業務運営に考慮した体制及び組織を構築する。
- (2) 業績や能力を処遇へ反映させる人事評価制度を効果的に運用できるよう、教育・研修体制の充実によって個々の職員の能力開発や人材育成を推進するための人事管理を行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

区分	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	12,537	20,856	33,393

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実等に充てる。

◎参考

地方独立行政法人法抜き

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（2）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（3）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（4）短期借入金の限度額

（4の2）出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

（5）前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

（6）剰余金の使途

（7）その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 (省略)

4 (省略)

(料金及び中期計画の特例)

第83条 (省略)

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

日岡山公園再整備賃わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約
締結のこと

日岡山公園再整備賃わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工事名 | 日岡山公園再整備賃わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事 |
| 2 工事場所 | 加古川市加古川町大野地内 |
| 3 工期 | 着工 契約の日の翌日から
完成 令和11年3月15日 |
| 4 請負金額 | 1,699,368,000円 |
| 5 契約不適合責任期間 | 工事目的物引渡し後2箇年 |
| 6 契約の相手方 | 西宮市甲子園浦風町16番24号
阪神園芸株式会社
代表取締役 植村 弘
大阪市北区神山町1番5号扇町公園ビル
株式会社空間創研大阪事務所 |

取締役大阪事務所長　日野誠次

大阪市中央区今橋3丁目1番7号日本生命今橋ビル

株式会社地域計画建築研究所大阪事務所

大阪事務所長　絹原一寛

7 契約保証金 169, 936, 800円

8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40

日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額のうち、工事に係る請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 工事の完成前に設計業務及び工事監理業務の完了部分並びに工事の出来高に応じ、10分の9以内の部分払をすることができる。ただし、この支払は、月1回限りとし、工事期間中9回を超えることができない。

(4) 令和8年度の支払限度額は131, 076, 000円、令和9年度の支払限度額は685, 377, 000円とする。

9 その他の

設計・建設工事請負契約書に定めるところによる。

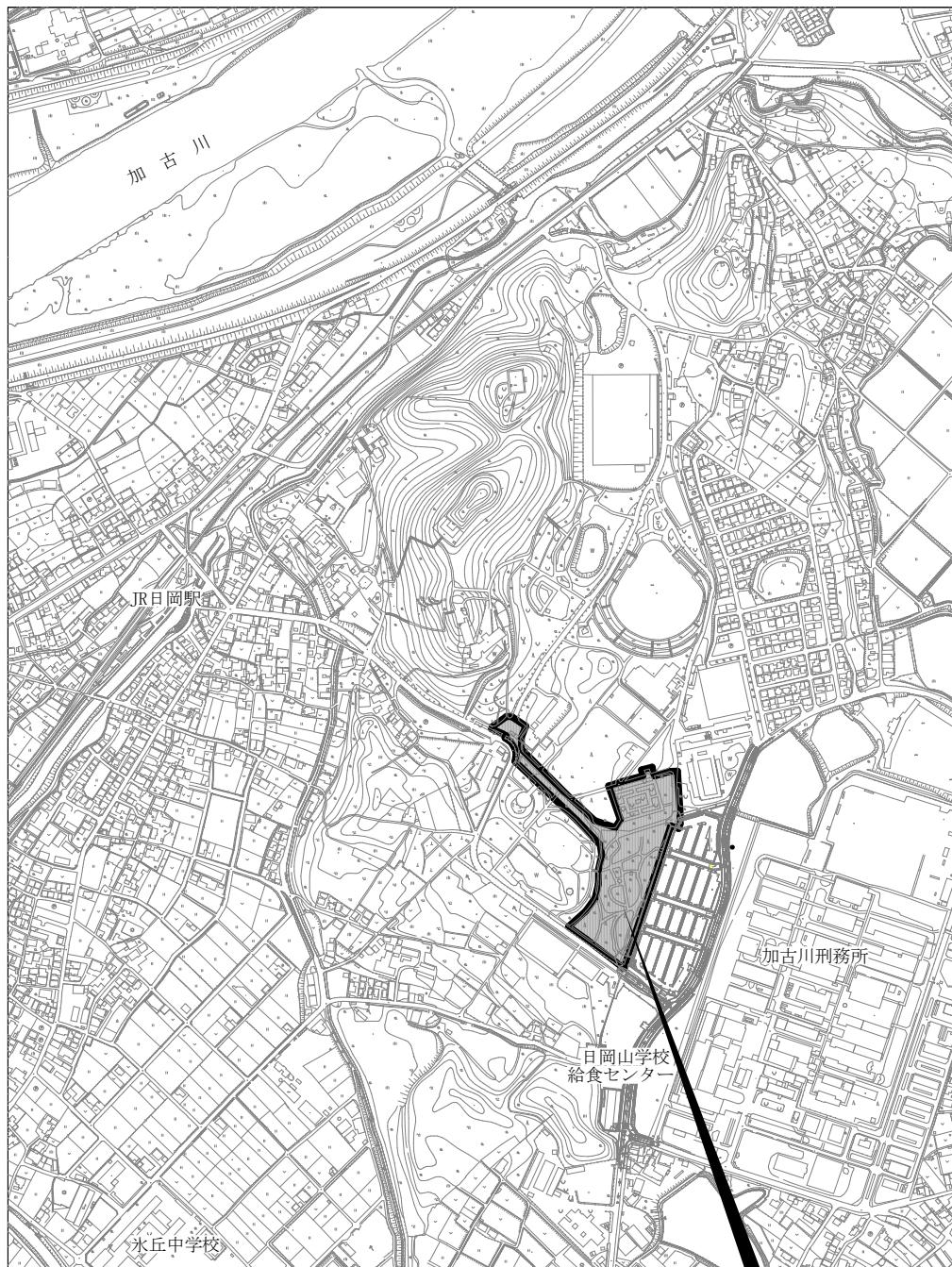
◎参考

日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事施工内容

施設等の内容	数量	
サービスセンター	1棟	
トイレ棟	2棟	
大型複合遊具	1式	
幼児用遊具	1式	
乳幼児用遊具	1式	
空気膜構造遊具	2基	
噴水広場	1箇所	
デッキスペース	3箇所	
大芝生広場	1式	
園路・広場	メインエントランス	1式
	サブエントランス	1式
	メイン園路	1式
休憩施設	シェルター	2棟
	パーゴラ	3棟
ドッグラン	1式	

◎参考

日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業
設計・建設工事

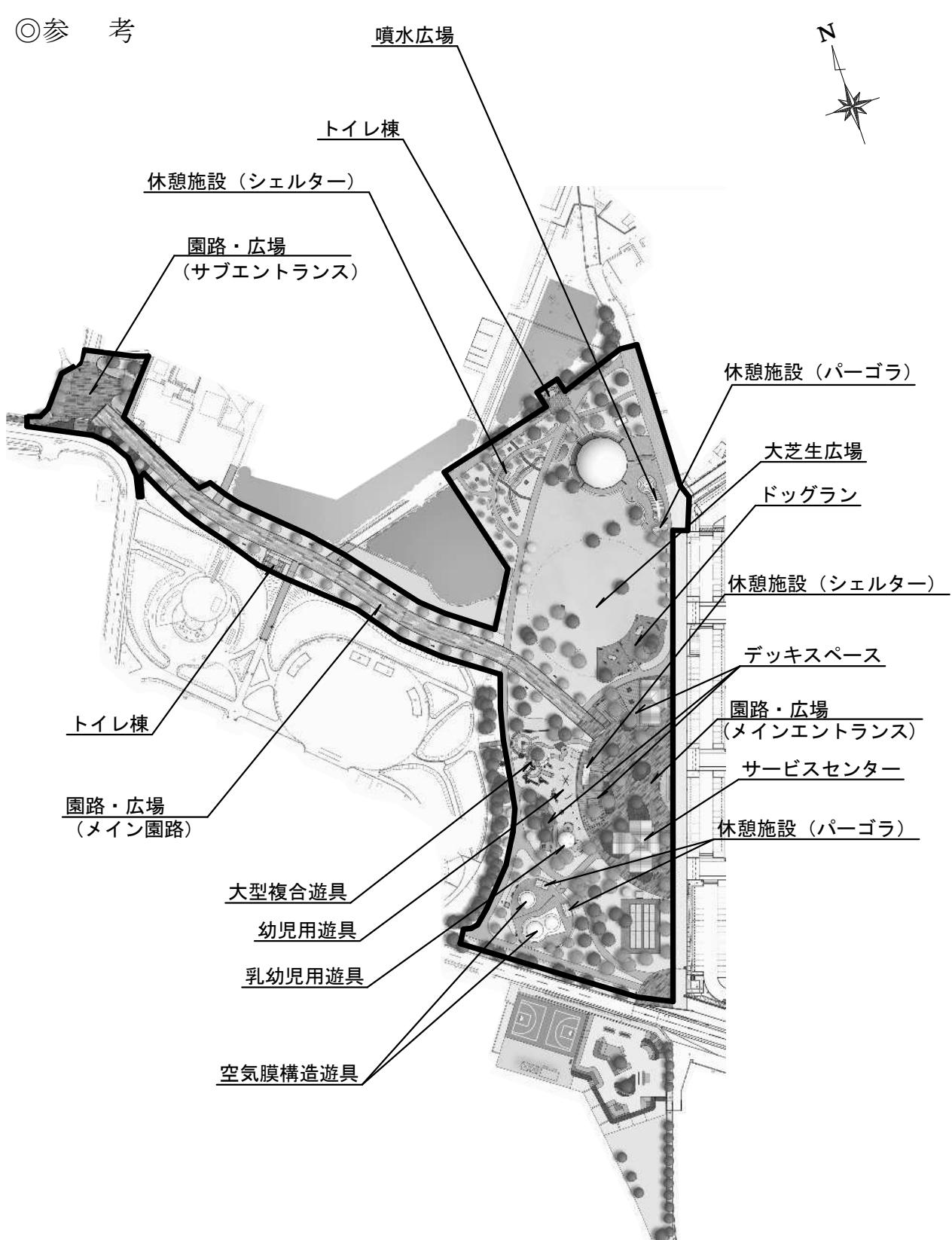


当該事業区域

付近見取図

縮尺1/10,000

◎参考



平面図

縮尺1/2,500

◎参考

工事名	日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事
見積相手方	株式会社ワールドインテックを代表とするH I O K A Y A M A + P L U S p a r t n e r s のうち 阪神園芸株式会社 株式会社空間創研大阪事務所 株式会社地域計画建築研究所大阪事務所
決定金額	1, 699, 368, 000円
見積年月日	令和8年1月26日
随意契約の理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 本契約は、魅力的な賑わいのある公園を整備するにあたり、事業者の専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に勘案する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により選定した契約等候補者のうち当該建設工事を担当する者と随意契約を締結する。

(備考) 決定金額は、見積金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

プロポーザル方式での選定結果（採点結果表）			
番号	参加者	評価点数 (300点満点)	備考
1	H I O K A Y A M A + P L U S p a r t n e r s	242.34点	契約等候補者
2	[REDACTED]	194.50点	次点者
契約等候補者の選定理由			
<p>本案件については、加古川市日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業者選定委員会において、参加者から企画提案書の提出を受け、書類審査及びプレゼンテーションを経て、評価項目の採点を行った。</p> <p>その結果、H I O K A Y A M A + P L U S p a r t n e r s の提案は、P a r k - P F I 事業、D B 事業及び指定管理業務の3つの事業手法のバランスが取れた提案であり、長期間にわたり確実に事業を実施していく実施体制や収支計画について具体的に示されていたことや、具体的なターゲット層と利用者に応じたゾーニングが検討されており、子育て世代を中心とした利用が見込まれること等を評価し、契約等候補者として選定した。</p>			

◎参考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) (省 略)

{

(4) (省 略)

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) (省 略)

{

(15) (省 略)

2 (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

加古川市道神吉中津線A2橋台（2期）工事委託のこと

加古川市道神吉中津線A2橋台（2期）工事について、下記のとおり委託契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

1 工 事 名 加古川市道神吉中津線A2橋台（2期）工事

2 工 事 場 所 加古川市東神吉町出河原字堤ノ下地先

3 契 約 金 額 313, 567, 100円

4 契約の相手方 大阪市中央区大手前3丁目1番41号

国土交通省 近畿地方整備局

局長 齋藤博之

◎参考

加古川市道神吉中津線A 2橋台（2期）工事の概要

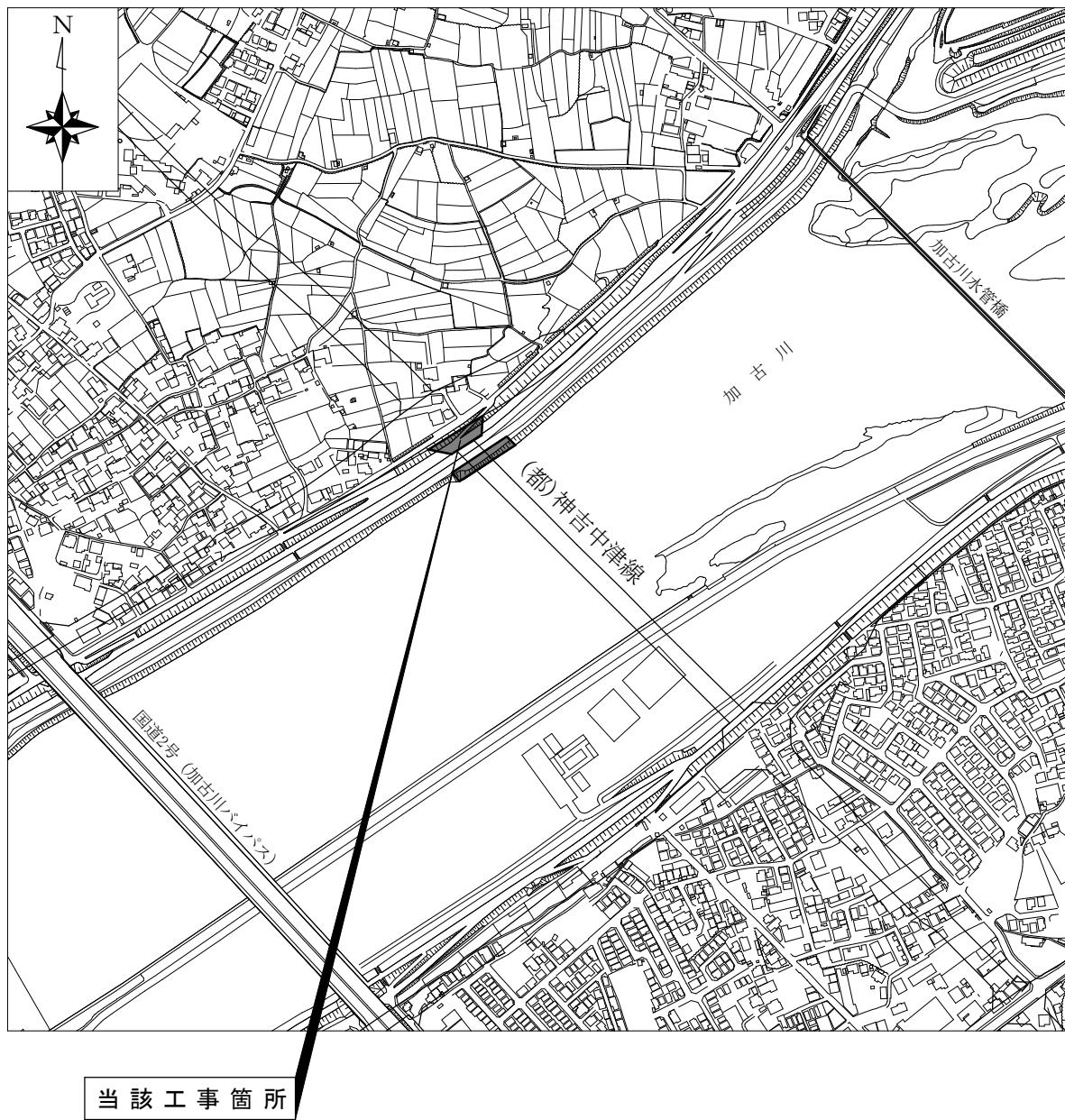
1 施工内容

工事の種類		工事の内訳
土木工事	本体工事	
	橋台工	逆T式橋台 1基
	護岸工	1式

2 履行期限 令和9年7月30日

◎ 参考

加古川市道神吉中津線 A 2 橋台（2期）工事



付近見取図

縮尺 1/7,000

◎参考

